

福島県保健・医療・福祉復興推進計画

～推進のために（手続き編）～



平成24年4月

福島県

はじめに

1 作成の趣旨

県では、被災地住民の皆さんの生活に必要な「保健・医療・福祉」の体制の復旧復興を目指し、「福島県復興ビジョン」を平成23年8月に策定し、12月には「福島県復興計画」（第1次）ができ上がりました。

復興推進計画は、次にステップアップを図るための、足がかりのような制度上の措置です。

さあ、次の段階へ、ステップを踏んでまいりましょう。

県では、「緊急的対応」として、被災地における医療提供体制回復のため、医師や医療従事者の確保を継続して行うほか、医療機関の機能回復のために県全域を対象とした『福島県地域医療再生計画（三次医療圏）』や浜通りに特化した『福島県浜通り地方医療復興計画』により、医療の復興を進めております。

まだまだこれからですが、ここから、ともに始めましょう。

具体的制度の目的と適用イメージ

1 地域医療確保事業

目的：東日本大震災後の地域医療の再生のため、医療従事者の確保をはじめ、効率的、効果的な医療提供体制の整備が必要とされている。

加えて、原子力災害に伴い必要な対策を講じていく必要があることから、体制が整い軌道にのるまでの間、医療の質と医療提供体制を維持するため特例措置を適用し、医師等確保が困難な病院等の運営を支援する。

内容：（１）医療従事者の計算に係る特例措置

病院の医療従事者数は、前年度の1年間の入院患者、外来患者等の数の平均値を基準に算出する取扱いとなっているが、規制緩和により、直近の3ヶ月の平均値を基準に算定できる。

これにより、現況に即した配置基準を算出することが可能となる。

（２）医師配置標準に係る特例措置

医師の配置基準を下回ることにより、入院基本料や特例入院料等に係る診療報酬が減額される場合があるが、規制緩和により、医師配置標準を通常の90%相当に緩和することができる。

これにより、報酬が減額される診療等が少なくなり、医療機関の安定的な運営に寄与できる。

対象地域：浜通り関係市町村等（相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村、大熊町、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、双葉町、葛尾村、川内村、いわき市、田村市）

適用期間：（１）医療従事者の計算に係る特例措置

平成33年3月31日までを限度とする。

（２）医師配置標準に係る特例措置

認定日から3年を限度とする。

特例措置の適用を受ける場合の手続き

1 特例措置の適用の申請

(1) 医療従事者の計算に係る特例措置

○ 要件

医療従事者の計算に係る特例措置については、東日本大震災の影響により入院患者の数が変動したことに伴い、配置すべき医療従事者の員数が現在の入院患者、外来患者及び取扱い処方箋の数に比して多く計算されてしまうことを要件に適用する。

○ 申請等 不要

○ その他留意事項

入院患者数等根拠資料等を整理保管しておくこと。
(東日本大震災等の影響により入院患者の数等が変動し、3カ月の平均値使用の特例措置を適用している旨説明できるようにしておくこと。)

医療法第25条に基づく立入検査等において確認する。

(2) 医師配置標準に係る特例措置

○ 申請等

医師配置標準に係る特例措置の適用を受けようとする者は、医療法第7条第2項の規定に基づく病院開設許可事項変更許可申請(様式第5号)に併せ、次に掲げる事項を記載した別紙「医師確保等に係る計画書」を添付して、病院の所在地を管轄する保健所に提出すること。

別紙「医師確保等に係る計画書」 記載内容

ア 特例措置を受けようとする病院の名称及び所在地

イ 医師の充足状況(直近3ヶ月の医師の充足率、医師の配置標準数を満たすことができなくなった原因)ウ

所在地域での地域医療確保の状況

病院が当該地域において果たしている役割(他の病院又は診療所との救急時における連携に関する取組、患者の診療情報の共有化に関する取組その他医療従事者に対する負担軽減の取組等、今後の実施計画)

エ 必要な医師を確保するための取り組み(これまでの取り組み状況、今後の実施計画)

○ 特例措置の適用

県は、申請内容を審査し、医師配置標準に係る特例措置の適用要件を満たしていると認めた場合、適用を認める。

2 留意事項

(1) 特例措置終了後の取扱い

従前どおりの医療法施行規則の基準による取扱いとする。

医師確保等に係る計画書

病院の名称及び所在地

1 医師の充足状況等	
充足率	
医師の配置標準数を満たすことができなくなった原因	
2 所在地域での地域医療確保の状況	
病院が当該地域において果たしている役割 (他の病院又は診療所との救急時における連携に関する取組、患者の診療情報の共有化に関する取組その他医療従事者に対する負担軽減の取組等)	
今後の実施計画	
3 必要な医師を確保するための取り組み	
これまでの取り組み状況	
今後の実施計画	

* 医師配置標準の特例措置の適用を受ける場合は、様式第5号に添付すること。

むすびに

復興の円滑かつ迅速な推進のために、本県の保健・医療・福祉を担う関係機関と、復興庁はじめ関係省庁、都道府県、市町村が必要に応じて連携を密にし、可能な情報は共有するなど努めてまいります。

また、計画は、必要に応じ見直してまいります。

関係機関連絡先

○県北保健福祉事務所 (県北保健所)	TEL	024-534-4103
○県中保健福祉事務所 (県中保健所)	TEL	0248-75-7817
○県南保健福祉事務所 (県南保健所)	TEL	0248-22-5479
○会津保健福祉事務所 (会津保健所)	TEL	0242-29-5512
○南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)	TEL	0241-63-0306
○相双保健福祉事務所 (相双保健所)	TEL	0244-26-1328
○郡山市保健所	TEL	024-924-2120
○いわき市保健所	TEL	0246-27-8555

